



飼養衛生管理基準のポイント 第15号

～Ⅱ-14 衛生管理区域専用の衣服

令和3年7月28日

及び靴の設置並びに使用 ① ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用」です。

(基準本文)

- 14 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他必要な外を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。



新しい飼養衛生管理基準で強化された内容だね。

そうなんじゃ。

鶏舎に入る場合だけでなく、**衛生管理区域に入る時点で専用の衣服や靴に替えることが必要**とされたんじゃ。

洗浄・消毒では靴底の泥が十分とれていなかったり、衣服を消毒しきれない場合も想定されるじゃろ？

交換する方が確実に安全！ということじゃな。



外に衣服をおきっぱなしにする訳にもいかないし、**入口で、衣服を着替えるのは難しい**と思うんだけど。

上から着るのでもいいっては言ってるけど、作業するには暑いし、やっぱり着替えたいなあ。

理想は入口での着替えじゃのう。だが、**衣服の交換については農場内の作業をする前にきちんと着替えができていれば、管理棟の中での着替えで大丈夫**じゃよ。

ただし、着替える場合の注意がひとつあるんじゃ！





なんか意味深だけど・・・。



着替える前の衣服（農場まで着用してきた衣服）と**区域内専用の衣服**（農場専用の衣服）が、**接触しないように保管・管理**する必要があるんじゃ。



極端な話をするが、農場まで着てきた服が泥んこで汚れてるとするじゃろ。

その服を脱いで、農場専用の服を保管してあるカゴに放り込んだら、農場専用の服にも保管カゴにも泥んこがついて、着替える意味がなくなってしまうじゃろ。

【農場専用の服】

汚染がない状態
で維持したい・・・



一緒にダメ！



【農場外の服】

ウイルスに汚染されているかも・・・



そういうことか。言われてみれば当たり前の事だね。難しく言うからなんのことかと思ったよ。



ちなみに、これを「**交差汚染の防止**」というんじゃ。汚染されているものと汚染されていないものが交わらないように、という意味じゃな。



今回は、衣服の交換で長くなってしまったので、「**靴の交換**」については次回に持ち越しじゃ。

衣服のように「**管理棟で交換**」という訳にはいかんぞ。

